

福井県登録品種（出願中を含む）の自家増殖の取扱いについて

（R4.1.1現在）

品目	品種名	自家増殖	栽培地域※ ¹
水稲	イクヒカリ	無償・手続き不要で許諾	国内
	ニューヒカリ	無償・手続き不要で許諾	国内
	まんぷくもち	無償・手続き不要で許諾	国内
	あきさかり	無償・手続き不要で許諾	国内
	いちほまれ	禁止	ふくいブランド米推進協議会が認めた者
	さかほまれ※ ²	禁止	県内
	越南300号※ ² （越のリゾット）	禁止	県内
ウメ	福太夫	禁止 ただし、県内農家は無償・ 手続き不要で許諾	県内
らっきょう×きい いとらっきょう	オータムヴィオレミニ	無償・手続き不要で許諾	国内
トマト	福井1826号※ ² （越の宝石・橙）	禁止	県内
	福井1832号※ ² （越の宝石・黄）	禁止	県内

※¹ 栽培地域については、種苗法改正に伴い、令和3年4月に11品種全て海外持出を禁止しました。

6品種については、種子生産団体との許諾契約書で栽培範囲を制限しています。

※² 出願中の品種です。

自家増殖を手続き不要で認める品種については、自家増殖をした時点で、下記〈遵守事項〉に同意したとみなします。

〈遵守事項〉

- 1) 自家増殖により得た種苗は、有償・無償に関わらず第3者に譲渡しないこと。
- 2) 自家増殖する際は、品種の特性を損なうことのないよう適切な種苗を選別し、利用すること。また、品種の特性が損なわれるなどの問題が発生した場合は、遅延なく福井県に報告すること。
- 3) 自家増殖した種苗のうち、自己の経営に用いなかった種苗は遅延なく廃棄又は食用とすること。
- 4) 自家増殖に関連して福井県の調査に協力すること。
- 5) 第3者から自家増殖により得た種苗を譲り受けたり、譲渡したい旨の申し出があったりした場合は、遅延なく福井県に報告すること。
- 6) その他、本許諾に係る事項について福井県の指示に従うこと。

（参考）

- ・ 増殖した種苗を第3者へ譲渡する行為は、自家増殖とは別に福井県との許諾契約が必要です。
- ・ 新たに出願する品種については、品種ごとに利用条件を検討していきます。